

令和7年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

高島市

提出期限 令和7年1月31日(金)

【 お知らせ 】

◆電子申告について

高島市では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用したインターネット申告に対応しています。

詳細についてはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご確認ください。

◆申告用紙について

細目一覧表の記載欄が不足する場合や様式を紛失された場合は、市ホームページに申告用紙等を掲載していますので、ご活用ください。

(ホームーくらし・手続きー税金ー固定資産税ー固定資産税についてー償却資産に対する課税)

◆控えに收受印が必要な場合について(郵送で提出される場合)

当市の收受印の押印を希望される場合は、控え用の申告書と返信用の封筒(住所、氏名の記入および切手の貼付がされたもの)を同封してください。

◆以下の場合、申告書備考欄にその旨記入し提出してください。

(申告書の18.備考欄参照)

- ・資産を持っていない
- ・資産の増減がない
- ・廃業、転出等があった

《お問合せ先》

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地
高島市 総務部税務局税務課(資産税チーム)
電話 0740-25-8109(直通)

目 次

< I 償却資産のあらまし >

- 1 償却資産とは 1
- 2 業種別償却資産の具体例 1
- 3 償却資産の種類別具体例 2

< II 償却資産の申告について >

- 1 申告が必要な方 3
- 2 申告の対象から除外される資産 3
- 3 申告方法 4
- 4 無申告および虚偽の申告について 4
- 5 国税資料等の閲覧について 4
- 6 過年度への遡及について 5
- 7 リース資産の申告について 5
- 8 耐用年数を経過した償却資産について 5
- 9 圧縮記帳、簿外資産の取り扱いについて 5
- 10 課税標準の特例が適用される償却資産について 5
- 11 中古の償却資産の耐用年数の書き方 6
- 12 申告忘れが多い資産 6

< III 償却資産の評価について >

- 1 償却資産の評価 7

< IV 参考資料 >

- 1 主な償却資産の耐用年数
- 2 申告書記入例

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店、農業等を営んでいる方または駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産のことを償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

なお、「事業のために用いる」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2 業種別償却資産の具体例

償却資産の申告対象となる資産を業種別に例示すると次表のとおりです。

業 種	課税対象となる主な償却資産の例
共 通	駐車場設備、舗装路面、看板、金庫、応接セット、エアコン、コピー機、パソコン、プリンター、福利厚生のための設備や施設（テニスコート、社員寮の備品等）、受変電設備、緑化施設（庭園、植栽等）、太陽光発電設備等
飲食業	厨房設備、放送機器、冷凍冷蔵庫、テーブル、椅子、テレビ、レジスター等
小売業	陳列台、陳列ケース、自動販売機等
製造業	製造・加工・修理のための機械設備等
農 業	乾燥機、糶摺機、ビニールハウス、ドライブハロー等
建設業	大型特殊自動車、発電機、コンクリートカッター等
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機取り付け台、ゲーム機、両替機、ボーリング場用設備、ゴルフ場用設備、カラオケ機器等
理・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、テレビ等
医療・薬局業	医療機器、調剤機器、キャビネット等
ホテル・旅館業	フェンス、洗濯設備、厨房設備、応接セット、ベッド、カーテン等
不動産貸付業	外構工事、門、フェンス、駐車場等の舗装路面等
駐車場業	白線、車止め、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械、ターンテーブル）、自動料金払機等

3 償却資産の種類別具体例

償却資産の申告対象となる主な資産を種類別に例示すると次表のとおりです。

資産の種類	細目の例示
1 構築物	<p>舗装路面（駐車場、構内舗装等）、自転車置場、橋、煙突、門、塀（柵・フェンス）、庭園（緑化施設）、外構、ネオン塔、簡易装置（プレハブなど基礎のないもの）、テニスコート等、その他土地に定着する土木設備または工作物</p> <p>自家用発電設備、受変電設備、駐車用設備（機械設備・ターンテーブル）、屋外照明設備、簡易間仕切（床から天井まで達しない程度のもの）</p> <p>特定附帯設備</p> <p>家屋の内装や建築設備などといった附帯設備を、家屋所有者以外の方（以下「テナント」といいます。）が事業の用に供するために取り付けした場合、当該部分が家屋に附合していても、地方税法第343条第9項および高島市税条例第54条第7項によりテナントの償却資産となります。</p> <p>経理上の処理や賃貸借契約の内容にかかわらず、テナントが償却資産として申告義務を負い、テナントに対して課税されます。</p>
2 機械及び装置	<p>各種機械</p> <p>（化学、農業、工作土木、建設、電気、印刷、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械等）</p>
3 船舶	<p>ボート、漁船、貨物船、遊覧船等</p> <p>（主たる定けい場が高島市内のもの）</p>
4 航空機	<p>ヘリコプター、グライダー等</p> <p>（主たる定置場が高島市内のもの）</p>
5 車両及び運搬具	<p>大型特殊自動車、荷車、運搬具、自転車等</p> <p>※詳細はP3-2-(7)</p> <p><u>（自動車税・軽自動車税が課されるものを除く。）</u></p>
6 工具、器具及び備品	<p>各種工具（測定、取付、切削等）、各種事務用品備品、OA機器（パソコン、プリンター、コピー機、ファックス等）、医療機器、棚（書棚、資料棚、商品陳列棚等）、看板、テレビ、エアコン、机、椅子、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、ロッカー、金庫等</p>

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

令和7年度の償却資産の申告が必要な方は、令和7年1月1日現在事業の用に供することができる償却資産を所有している方です。また、次の方々も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に貸している方
- (2) 割賦販売や譲渡条件付リース契約の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (3) 所有権移転外ファイナンスリースについては貸主の方

2 申告の対象から除外される資産

次の資産は、償却資産の課税対象外のため申告する必要はありません。

- (1) 土地
- (2) 建物（家屋として課税されるもの）
- (3) 無形減価償却資産（ソフトウェア、漁業権、特許権等）
- (4) 使用可能期間が1年未満の資産
- (5) 取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
- (6) 取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
- (7) 自動車税および軽自動車税の対象となるもの

※大型特殊自動車は償却資産の申告対象です。

分類番号※が0から始まるもの

→ 建設機械に該当（機械及び装置で申告）

分類番号※が9から始まるもの

→ 車両に該当（車両及び運搬具で申告）

※分類番号…地域名の横の3桁の番号

※(4)～(6)の場合であっても、貸付けの用に供した資産や、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものについては課税の対象となります。

3 申告方法

所定の申告用紙により申告していただいた資産の明細（取得年月、取得価額、耐用年数等）に基づき課税を行います。具体的な申告方法は次のとおりです。

◆ 本年度（令和7年度）初めて申告される方

→ **全資産を申告してください**

申告対象・・・令和7年1月1日現在、高島市内に所有する償却資産

◆ 前年度（令和6年度）以前から申告をされている方

→ **資産の増減を申告してください**

申告対象・・・前年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）増加資産
および減少資産、前年度まで申告漏れとなっていた資産
（別添の前年度細目一覧表に記載されていない資産）

提出書類・・・償却資産申告書、細目一覧表

書き方については記入例（別紙）を参考にしてください。

**※前年中に資産の増減がなかった場合は、償却資産申告書「備考」欄の
「1 前年中の償却資産の増減なし」を○で囲んでください。**

4 無申告および虚偽の申告について

正当な事由がなく申告のない場合は、地方税法第386条および高島市税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科せられることがありますので、提出期限（令和7年1月31日）までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により懲役または罰金に処せられることがあります。

5 国税資料等の閲覧について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行う場合があります。閲覧した書類の内容と、申告内容に差異が見受けられた場合は、個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

また、確認の結果により課税を行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

6 過年度への遡及について

内容修正や申告漏れ等の課税に関しては、地方税の規定に基づき申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。

7 リース資産の申告について

リース会社などから借りている資産で所有権がリース会社になっている場合は、リース会社が申告することになります。(ただし、割賦購入で代金の完済していない資産については、申告対象者は買主となります。)

なお、平成19年度税制改正により、所有権移転外ファイナンス・リース取引が税務会計上売買取引として取り扱われることになりましたが、法的な所有者自体が変更されるわけではないので、従来と同様に原則として所有者であるリース会社が納税義務者となります。

8 耐用年数を経過した償却資産について

耐用年数を経過したことで所得税、法人税の減価償却資産として経費計上できなくなった資産についても事業用資産として使用されている場合、課税対象となります。(評価額は取得価格の5%)

9 圧縮記帳、簿外資産の取り扱いについて

固定資産税における償却資産の申告では、圧縮記帳は認められていませんので、圧縮額も含めて償却資産の取得価額とします。

また、簿外資産についても申告する必要があります。

10 課税標準の特例が適用される償却資産について

地方税法第349条の3および本法附則第15条に規定する一定の要件を有する償却資産に関しては、税負担の軽減をはかるため課税標準が軽減される特例が認められています。課税標準の特例が適用される主な償却資産は送電設備や公害を抑制あるいは著しく減少させる機械設備、その他生産設備などが特例の対象になります。

該当する償却資産の所有者は、「課税標準の特例が適用される資産に関する届出書」と添付資料(証明書等)の提出が必要になりますので、詳しくは税務課資産税チームまでお問い合わせください。

11 中古の償却資産の耐用年数の書き方

中古で取得された償却資産の耐用年数は別表の法定耐用年数をそのまま利用せず、中古資産の耐用年数は以下の例に従って記入してください。

(1) 法定耐用年数の全てを経過している中古資産

中古資産の耐用年数が、「法定耐用年数」を経過している場合は、次の算式により計算します。

$$\text{中古資産の耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

(2) 法定耐用年数の一部を経過している中古資産

中古資産の耐用年数が、「法定耐用年数」を超過していない場合は、次の算式により計算します。

$$\text{中古資産の耐用年数} = \text{法定耐用年数} - \text{経過年数} + \text{経過年数} \times 20\%$$

例)

冷暖房機、冷蔵庫等の電気またはガス機器の法定耐用年数は6年ですが、使用から3年経過した中古品を購入した場合には、次のとおり中古資産の耐用年数を計算します。

$$\text{法定耐用年数} 6 \text{年} - \text{経過年数} 3 \text{年} + \text{経過年数} 3 \text{年} \times 20\% = 3.6 \rightarrow 3 \text{年} \text{ (注)}$$

(注) 耐用年数の端数処理

算出された年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

(3) 算出された中古資産の耐用年数の下限

上記の計算式により算出された耐用年数が2年に満たない場合、耐用年数は2年となります。

12 申告忘れが多い資産

- ・ 減価償却が終了している資産（資産がある間は申告が必要です。）
- ・ 土地に定着していない（基礎のない等）建物
- ・ アスファルト舗装、外構、フェンス等の構築物
- ・ 即時償却資産（取得価格30万円未満で、全額損金算入したもの）
- ・ 太陽光発電設備（10kw以上の売電がある場合は事業用として申告が必要です。）

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価

償却資産の評価額は、申告していただいた個々の資産の取得年月、取得価額および耐用年数を元に下記の式により算出します。

個々の資産の評価額の合計額が課税標準額となり、150万円（免税点）未満の場合は課税されません。

$$\text{前年中に取得した資産} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率 (A)}$$

$$\text{前年前に取得した資産} = \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率 (B)}$$

※ 取得価額の5%が評価額の最低限度価格となります。

※ 前年中に取得した資産は取得した月に関わらず半年償却となります。

【減価残存率表】

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 取得分 (A)	前年前 取得分 (B)		前年中 取得分 (A)	前年前 取得分 (B)		前年中 取得分 (A)	前年前 取得分 (B)
—	—	—	21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

○評価額の計算をしてみましょう

1. 令和6年8月にパソコン（耐用年数4年）を300,000円で取得した場合（前年中取得の場合）

取得価額×前年中所得の資産の減価残存率 = 評価額（令和7年）

$$300,000 \text{ 円} \times 0.781 = 234,300 \text{ 円}$$

2. 令和5年8月にパソコン（耐用年数4年）を300,000円で取得した場合（前年前取得の場合）

取得価額×前年中取得の資産の減価残存率 = 評価額（令和6年）

$$300,000 \text{ 円} \times 0.781 = 234,300 \text{ 円}$$

前年評価額×前年前取得の資産の減価残存率 = 評価額（令和7年）

$$234,300 \text{ 円} \times 0.562 = 131,676 \text{ 円}$$

※償却資産課税台帳の閲覧について

償却資産の課税については、土地・家屋と共に固定資産税納税通知書により行います。

償却資産については、土地・家屋と異なり資産ごとの評価額等を記載した課税明細書はなく、最終的な課税標準額のみを通知しています。これは償却資産の課税が原則、申告に基づいて行われるものであり、申告書の控等の数字を上記に記載している計算式に当てはめれば、償却資産の課税標準額を納税義務者自身で算出できるからです。

なお、詳細な評価内容については償却資産台帳の閲覧により確認することができますので、高島市役所税務課資産税チームまでお問い合わせください。

(記入例)

令和 7 年 1 月 15 日

令和 7 年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

高島市長

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

(電話) 0740-25-8109

株式会社 高島 代表取締役 高島 太郎

(屋号)

※ 所有者コード

記入不要

- 8 知額前年数承認 有・無
- 9 増加償却の額出 有・無
- 10 非課税資産 有・無
- 11 課税標準の例 有・無
- 12 特別償却又は圧縮経 有・無
- 13 経費会計上の償却方法 (定率法・定額法) 有・無
- 14 青色申告 有・無

12桁の個人番号または13桁の法人番号を記入してください。

受付印

3 個人番号又は法人番号
事業種目 (日本企業等の部)
4 平成 5 年 7 月
5 事業開始年月
6 高島太郎 (電話) 0740-25-8109
7 税理士等の氏名 (税務太郎 (電話) 0740-25-8116)

資産の種類	取得	減	得	前年中に取得したもの (円)	前年中に減少したもの (円)	計 (イ) - (ロ) + (ハ) (円)
1 構築物	1750000			1750000		1750000
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬機						
6 工具、器具及び備品	950000	50000		900000		1800000
7 合計	2700000	50000		900000		3550000

個人の場合は、氏名を記入し、ふりがなを付してください。
法人の場合は、名称および代表者名を記入してください。

有の場合は、貸主の名称を記入してください。

資産の取得価格を種類別に集計し、表に記入してください。

記入不要

該当する場合は番号に○を付け、
具体事項を記入してください。

① 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
②
③ 貸主の名称等
高島リース 株式会社
自己所有・借家

該当する方を○で
囲んでください。

- 18 備考
- ・次に該当する場合は、番号に○をつけ具体事項を記入してください。
1. 前年中の償却資産の増減なし
 - 2 廃業等 (廃業年月日)
 - 3 住所変更 ()
 - 4 名称変更 ()
 - 5 合併等 (具体的に:)

償却資産細目一覧表

資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期 年 月	耐用年数	取得価額 (円)	特別 コード	加算・減少 事由
1	1	コンクリート舗装	1	4 25 8 15	15	1,000,000		1-2-3-4 5-6-7-8
2	1	果樹棚	1	4 25 8 14	14	750,000		1-2-3-4 5-6-7-8
3	6	看板	1	4 28 9 3	3	50,000		1-2-3-4 5-6-7-8
4	6	保冷庫	1	4 29 2 6	6	900,000		1-2-3-4 5-6-7-8
5	6	保冷庫	1	5 6 3 6	6	700,000		1-2-3-4 5-6-7-8
6	6	パソコン	1	5 6 5 4	4	200,000		1-2-3-4 5-6-7-8
7								1-2-3-4 5-6-7-8
8								1-2-3-4 5-6-7-8
9								1-2-3-4 5-6-7-8
10								1-2-3-4 5-6-7-8
11								1-2-3-4 5-6-7-8
12								1-2-3-4 5-6-7-8
13								1-2-3-4 5-6-7-8
14								1-2-3-4 5-6-7-8
15								1-2-3-4 5-6-7-8
16								1-2-3-4 5-6-7-8
17								1-2-3-4 5-6-7-8
18								1-2-3-4 5-6-7-8
19								1-2-3-4 5-6-7-8
20								1-2-3-4 5-6-7-8
21								1-2-3-4 5-6-7-8
22								1-2-3-4 5-6-7-8
23								1-2-3-4 5-6-7-8
24								1-2-3-4 5-6-7-8
25								1-2-3-4 5-6-7-8
26								1-2-3-4 5-6-7-8
27								1-2-3-4 5-6-7-8
28								1-2-3-4 5-6-7-8
29								1-2-3-4 5-6-7-8
30								1-2-3-4 5-6-7-8
31								1-2-3-4 5-6-7-8
32								1-2-3-4 5-6-7-8
33								1-2-3-4 5-6-7-8
34								1-2-3-4 5-6-7-8
35								1-2-3-4 5-6-7-8
36								1-2-3-4 5-6-7-8
37								1-2-3-4 5-6-7-8
38								1-2-3-4 5-6-7-8
39								1-2-3-4 5-6-7-8
40								1-2-3-4 5-6-7-8

プリント番号:

1. 償却の当否は自行記入し増減少事由欄(1. 新取得 2. 中古品取得 3. 移動による受け入れ 4. その他)のいずれかに○印を付けてください。
 2. 全部減少の場合は、資産の名称等から取得価額に2重線をひき増減少事由欄(5. 売却 6. 滅失 7. 移動 8. その他)のいずれかに○印を付けてください。
 3. 一部減少の場合は減額欄を訂正し増減少事由欄(5. 売却 6. 滅失 7. 移動 8. その他)のいずれかに○印を付けてください。

1. 取得時期の号
2. 取得時期の号
3. 取得時期の号
4. 取得時期の号
5. 取得時期の号

【主な償却資産の耐用年数】

1. 構築物、建物附属設備		2. 機械及び装置	
資産名称	年	資産名称	年
屋外給排水衛生ガス設備	15	太陽光発電設備	17
電気設備、照明設備	15	食料品製造業用設備	10
(家屋に評価されるものを除く)		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
冷暖房、通風、ボイラー設備		木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8
冷房出力22kw以下のもの	13	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
その他のもの	15	印刷又は印刷関連業用設備	
日よけ		デジタル印刷システム設備	4
金属製のもの	15	製本業用設備	7
その他のもの	8	その他の設備	10
陳列棚、カウンター等店用簡易装備	3	窯業又は土石製品製造業用設備	9
可動間仕切り		金属製品製造業用設備	
簡易なもの	3	金属皮膚及び彫刻業又は打はく及び	
その他のもの	15	金属型ネームプレート製造業用設備	6
広告塔、野立看板		その他の設備	10
金属製のもの	20	はん用機械器具	12
その他のもの	10	生産用機械器具	
工場緑化施設	7	金属加工機械製造設備	9
その他の緑化施設、庭園	20	その他の設備	12
構内舗装		農業用設備	7
コンクリート、ブロック、れんが、石敷	15	水産養殖業用設備	5
アスファルト敷のもの	10	総合工事業用設備	6
ビジュアルマウス敷のもの	3	放送業用設備	6
門扉		倉庫業用設備	12
コンクリート、ブロック造のもの	15	運輸に際するサービス業用設備	10
石造のもの	35	飲食料品小売業用設備	9
木造、金属製のもの	10	その他の小売業用設備	
岸壁、棧橋、防壁、塔、水槽		ガソリン又は液化石油ガソリンスタンド設備	8
鉄筋コンクリート、石造のもの	50	その他の設備	
コンクリート、ブロック造のもの	30	主として金属製のもの	17
ガードレール、照明塔	10	その他のもの	8

資産名称		資産名称	
年	年	年	年
宿泊業用設備	10	工具	
飲食店用設備	8	測定工具、検査工具	5
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	治具、取付工具	3
自動車整備業用設備	15	金型、鋳型、切削工具	2
機械式駐車設備	10	鍛圧工具、打抜工具	3
3. 船舶		作業工具、運搬工具、漁具	3
モーターボート	4	事務用機器及び通信機器	
5. 車両及び運搬具		パソコン(サーバー用を除く)	4
フォークリフト	4	その他の電子機器	5
6. 工具、器具及び備品		複写機、ファクシミリ	5
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品		デジタル電話設備	6
応接セット		容器及び金庫	
接客業用のもの	5	手さげ金庫	5
その他のもの	8	その他の金庫	20
ベッド	8	医療機器	
陳列棚、陳列ケース	6	消毒殺菌用機器	4
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	8	手術機器	5
その他のもの		血液透析機器	7
その他の家具		歯科診療用ユニット	7
接客業用の家具	5	ファイバースコープ	6
金属製のもの	15	娯楽又はスポーツ器具	
その他のもの	8	パチンコ機	2
テレビ、ビデオ、その他の音響機器	5	スロット機	3
冷暖房機、冷蔵庫等の電気又はガス機器	6	スポーツ器具	3
接客用じゅうたん、カーテン	3	その他	
カメラ、映写機、望遠鏡	5	漁具	3
看板、ネオンサイン(構築物を除く)	3	葬儀用具	3
理容、美容機器	5	楽器	5
鉄筋コンクリート、石造のもの	50	その他の設備	
コンクリート、ブロック造のもの	30	主として金属製のもの	17
ガードレール、照明塔	10	その他のもの	8

参考資料(地方税法条文より)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。